

## 調査・研究紹介

## 地域資源の保全と農業集落

## ―くらしと文化を支える農業集落―

## はじめに

農村のくらしと文化を考えるにあたり、欠くことができないのは農業集落が果たしている機能である。その機能は、川本彰氏がかつて「人間保全」「領土保全」「作物保全」と指摘したように、農村における日々のくらしは、それらの機能がうまく絡み合っている。そして、これらの三つの保全機能は、医療・福祉・教育・文化・環境等も含めたすべての地域資源の保全機能ともいうことが可能で、まさに住民が安心して、心豊かに暮らせる地域社会を根底から支えているものといえよう。

そこで、今日農業集落が地域資源の保全にどのように関わっているのか、その一端を「二〇〇〇年世界の農林業センサス（農業集落調査）」（二〇〇〇年二月一日現在）からみてみたい。

## 一、農業集落の定義と現状

同調査における農業集落とは、「市区町村の一部において、農業上形成されている地域社会のことである。また、農業集落は、もともと自然発生的に存在する地域社会で、家と家が地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活

の基礎的な単位である。」と定義されており、したがって、集落そのものは残っているも農業上の結びつきを欠いたものは調査対象から外している。

全国の農業集落数は一三万五、一七九集落で、前回調査（九〇年）と比較して、四九四三集落（三・五％）減少した。一集落当たり（平均）で見ると、総世帯数は、二一三・二戸、うち農家二一・八戸（構成比一〇・七％）、非農家一九〇・四戸（同八九・三％）で、時系列でも農家率の低下、すなわち混住化が続いている。これを農業地域別で見ると、すべてでその比率は低下傾向にあるが、都市的地帯を除けば平地・中間・山間地域とも農家率は二五～三〇％で大きな差異は認められない。

## 二、農業集落が果たしている保全機能

次に農業集落の保全機能をみる。その前提となる集落の調整・合意形成機能という意味で、「寄り合いの開催状況」をみると、開催実績のある集落割合は九八％となっている。これを議題別で見ると（表一）、農業生産面ではほとんどの集落が関係すると考えられる「水田転作の推進」「農道・農業用水排水路の維持・管理」は、農家を中心に

表1 農業集落における（議題別）寄り合いの実施状況  
（単位：集落、％）

| 農<br>業<br>生<br>産           | 土地基盤整備等の補助事業の計画・実施 |                      | 水田転作の推進            |                      | 農道・農業用水排水路の維持・管理 |                      | 農業集落共有財産の利用・運営・管理 |                      |
|----------------------------|--------------------|----------------------|--------------------|----------------------|------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
|                            | 実施集落数<br>(割合)      | うち農家<br>のみ対象<br>(割合) | 実施集落数<br>(割合)      | うち農家<br>のみ対象<br>(割合) | 実施集落数<br>(割合)    | うち農家<br>のみ対象<br>(割合) | 実施集落数<br>(割合)     | うち農家<br>のみ対象<br>(割合) |
|                            | 24,321<br>(18.0)   | 19,013<br>(78.2)     | 86,123<br>(63.7)   | 76,934<br>(89.3)     | 97,620<br>(72.2) | 55,045<br>(56.4)     | 43,866<br>(32.5)  | 14,404<br>(32.8)     |
| く<br>ら<br>し<br>・<br>環<br>境 | 生活関連施設等の整備・改善      |                      | 祭り・運動会等の集落行事の計画・推進 |                      | 環境美化・自然環境の保全     |                      | 農業集落内の福祉・厚生       |                      |
|                            | 実施集落数<br>(割合)      | うち農家<br>のみ対象<br>(割合) | 実施集落数<br>(割合)      | うち農家<br>のみ対象<br>(割合) | 実施集落数<br>(割合)    | うち農家<br>のみ対象<br>(割合) | 実施集落数<br>(割合)     | うち農家<br>のみ対象<br>(割合) |
|                            | 96,191<br>(71.1)   | 2,236<br>(2.3)       | 116,935<br>(86.5)  | 2,180<br>(1.9)       | 98,508<br>(72.9) | 2,139<br>(2.2)       | 61,602<br>(45.6)  | 1,681<br>(2.7)       |

資料：『2000年世界農林業センサス』（2000年2月1日現在）

六～七割の集落で話し合いが行われている。そして、農道および農業用水排水路のある集落では、それぞれ六五％、七八％の集落がその管理を共同作業で行なっている。

また転作についてみると、集団転作はブロックローテーション、固定団地を中心に一二％の集落で取り組まれている。

一方、くらし・環境面では、「生活関連施設等の整備・改善」「集落の行事の計画・推進」「環境美化・自然環境の保全」について七～八割の集落で話し合いが持たれ、その対象も前述の農業生産面で農家が中心であったのとは異なり、全世帯を対象に行われていることがわかる。ちなみに、共用の生活関連施設がある集落（全体の九三％）で

表2 農業集落による自然資源・伝統文化の保全(都市的地域を除く)  
(単立: 集落、%)

|                                          | 棚田・<br>谷地田       | 山林・<br>自然草地      | ため池・<br>湖沼       | 河川・<br>水路        | 伝統的町並・<br>建築物    | 伝統工芸・<br>芸能・祭等   |
|------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 資源のある集落数(A)<br>(全農業集落に対する割合)             | 25,803<br>(24.4) | 87,727<br>(82.9) | 33,667<br>(31.8) | 89,378<br>(84.5) | 35,397<br>(33.5) | 65,155<br>(61.6) |
| うち保全のための条例や<br>取り決めがある集落数(B)<br>(B/A)    | 1,490<br>(5.8)   | 19,615<br>(22.4) | 13,693<br>(40.7) | 33,995<br>(38.0) | 27,938<br>(78.9) | 55,774<br>(85.6) |
| 保全根拠<br>うち<br>地域住民の取り<br>決め等(C)<br>(C/B) | 1,182<br>(79.3)  | 6,149<br>(31.3)  | 9,996<br>(73.0)  | 17,387<br>(51.1) | 21,437<br>(76.7) | 49,551<br>(88.8) |
| 保全主体<br>うち<br>地域住民等(D)<br>(D/B)          | 1,232<br>(82.7)  | 6,616<br>(33.7)  | 11,409<br>(83.3) | 17,352<br>(51.0) | 23,222<br>(83.1) | 52,600<br>(94.3) |

資料: 表1と同じ

は、その八九%が共同作業で施設の管理をしている。このように、農業生産面、くらし・環境面の両面について、その相当部分が今なお集落の話し合いに基づいた共同作業によって維持・管理・実行されている。

三、農業集落による自然資源・伝統文化の保全

次に自然資源・伝統文化と農業集落との関わり(表二)であるが、この分野は「人間」「領土」の保全に大きく関わる分野である。そして、これらの資源は、集落が置かれた地形や集落が形成されてきた歴史的な経緯と深く関わることから、「資源の有無」自体に相当のバラツキがある。そこで、資源の保全の根拠(条例、住民の取り決め)

と保全の主体に着目してみてみたい。

まず、農業資源でもある「ため池・湖沼」「河川・水路」は、昔から共同で管理・利用されてきたものが多いためか、保全の根拠は住民による取り決めが多く、また保全の主体も住民によるものが多い。

注目されるのは、「棚田・谷地田」で、その保全が言われたしたのは比較的最近であり、保全のための条例や取り決めがある集落の比率はわずか六%であるが、保全の根拠、主体はともに地域住民に依拠していることである。一方、「山林・自然草地」は、その資源を有する集落の比率が高いものの保全根拠を有する集落の比率は相対的に低く、また保全根拠は条例が多く、かつ管理主体は地方公共団体によるものが多い。

さらに、「伝統文化についてみると、「伝統的町並・建築物」「伝統工芸・芸能・祭り等」では、保全のための条例や取り決めがある集落の比率が高く、加えてその保全の根拠は住民の取り決めに依拠し、また保全の主体も住民であるケースが圧倒的に多いという特徴がみられる。

このように、景観・伝統・芸能・祭りといった、文化に関わる資源の保全は大きく集落機能に依存していることがわかる。つまり、モノに関わる資源については、その公共性等から、地方公共団体に代替化する傾向も見えて取れるが、伝統・文化は地域住民とその結合体ともいえる農業集落によっ

て引き続き保全されている。すなわち、農業集落はつとめて「人間保全」に深く関わっているといえよう。

#### 四、農村文化のこれからを考える

集落機能の弱まりが指摘されているが、文化等も含めた地域資源の保全は現在のところ集落機能に大きく依存せざるを得ないというよりも、今後とも大きく変わることはないであろう。その理由は、集落機能とくらし・文化の本質が深く関わっているためである。農村の文化とは、人がそこに定住し、農業との関わりを深く持ちつつ、集落の諸機能に支えられたくらしを基礎に育まれたものである。

つまり農村文化とは、人間が自然に働きかけ、個々ならびに集団としてのくらしを創造していくこと、すなわち自然と人間、人間と人間との社会関係を基礎とした農村のくらしのなかでそれが積み重ねられ、思考、価値や規範や基準といった具体的内容を伴った様式にまで作り上げられていったものである。だとすれば、その創造主体は常にそこに住む人たちに他ならない。

「地域の資源は地域で守る」が、今後とも農村のくらしと文化を考える基本的視点となる。さらに、くらしと文化を破壊する勢力に対する対抗軸として、地域社会が認識されはじめたことも、こうした視点をより強固なものにしていくことになる。

(木原 久)